

令和2年9月29日

令和2年第3回神奈川県議会定例会

文教常任委員会報告資料

教育委員会

目 次

I	「神奈川県まち・ひと・しごと創生総合戦略2015-19年度評価報告書（案）」について-----	1
II	令和2年度（令和元年度施策・事業対象）教育委員会の点検・評価について-----	4
III	新型コロナウイルス感染症への県教育委員会の対応について-----	6
IV	神奈川県立総合教育センターの再編整備について-----	19
V	一般財団法人神奈川県教育福祉振興会の事業概要について-----	22
VI	令和4年度学科改編対象校（横須賀工業高校・海洋科学高校）の設置基本計画案について--	23

I 「神奈川県まち・ひと・しごと創生総合戦略2015-19年度評価報告書(案)」について

1 趣旨・経緯

- ・ 県では、2015年度に策定した「神奈川県まち・ひと・しごと創生総合戦略」(以下「県総合戦略」という。)に示した施策の進捗状況について、毎年度評価を行い、施策の成果や課題を分析して、必要な改善や見直しを行ってきた。
- ・ 昨年度は、第1期県総合戦略(計画期間:2015~2019年度)の最終年度に当たることから、第2期県総合戦略(計画期間:2020~2024年度)に第1期の進捗状況等を反映するため、第1期のうち4年間の検証・評価を行い「2015-18年度評価報告書」を取りまとめた。
- ・ 今年度は、「2015-18年度評価報告書」を基に第1期の最終年度(2019年度)の数値目標やK P I(重要業績評価指標)の達成状況、その後の社会環境の変化などを踏まえて5年間の評価を行い、「2015-19年度評価報告書(案)」を取りまとめた。

＜評価方法＞

- 県が、基本目標の実現に向けた施策の最小単位である「小柱」ごとに、2019年度のK P Iの達成状況や、K P Iだけでは測りきれない様々な取組みの結果を把握の上、「2015-18年度評価報告書」における評価結果と合わせて、第1期5年間について総合的に一次評価を行う。
- 一次評価を踏まえ、神奈川県地方創生推進会議が第三者の立場から基本目標ごとに二次評価を行う。
- 県民に分かりやすく示すため、原則として「順調」「概ね順調」「やや遅れている」「遅れている」の4つの区分により評価結果を示すとともに、今後対応が求められる課題や改善を図るべき事項について整理する。

2 評価結果

(1) 基本目標ごとの二次評価（案）

第1期県総合戦略の基本目標ごとの進捗状況について、神奈川県地方創生推進会議（総合戦略推進評価部会）から次のとおり評価を得た。

基本目標	二次評価（案）
○基本目標1 県内にしごとをつくり、安心して働けるようにする	就業の促進に係るKPIが未達成となっているが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響などによるものであり、未病産業やロボット関連産業の創出・育成などの取組みが進んだことから、全体として「概ね順調に進んだ」と評価する。
○基本目標2 神奈川への新しいひとの流れをつくる	ヘルスケア・ニューフロンティアの発信等に関するKPIは達成している一方で、複数の数値目標が未達成となっているが、「三浦半島魅力最大化プロジェクト」に呼応して民間主導による地域活性化の取組みが活発化するなど神奈川のマグネット力を高める環境整備が着実に進んでいることから、「概ね順調に進んできたが、今後更なる取組みが必要」と評価する。
○基本目標3 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる	多様な働き方ができる環境づくり等のKPIは達成している一方で、複数の数値目標が未達成となっているが、「かながわ子育て応援パスポート」などの取組みにより、社会全体で子育てを応援する環境が整ってきていることから、「概ね順調に進んできたが、今後更なる取組みが必要」と評価する。
○基本目標4 活力と魅力あふれるまちづくりを進める	高齢になっても活躍できる社会づくり、個性豊かなまちづくりの推進などの取組みが進んでおり、KPIや数値目標の達成状況などから「概ね順調に進んだ」と評価する。

(2) 主な意見

今後の取組みに向け、留意すべき事項についての意見は次のとおり。

ア 基本目標全体

- ・ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の中で、例えば、テレワークへの意識の高まりなどをポジティブに捉え、新しい生活様式を定着していくための環境整備を進めることが重要である。

イ 基本目標1

- ・ 最先端医療関連産業の創出・育成については、「ライフイノベーションセンター」を核として周辺施設や様々な企業等と連携を図り、多様な知見を集約し、ネットワークの強化を図っていく必要がある。

- ・ 中小企業支援については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が、その経営に多大な影響を与えていることから、これまで以上にきめ細やかに、経営革新や円滑な事業承継に向けた支援を行う必要がある。

ウ 基本目標 2

- ・ 移住・定住の促進については、コロナ禍によるリモートワークの増加を大きなチャンスと捉え、ワーケーションなど「新しい生活様式」を見据えた、神奈川の魅力をアピールする施策を強化し、関係人口や定住人口の増加に結びつける取組みを進めていく必要がある。
- ・ 観光客の誘致促進については、コロナ禍における観光地の魅力発信に加えて、観光地での3密回避など、観光客の安全・安心にも配慮した取組みを進めていく必要がある。

エ 基本目標 3

- ・ 希望出生率の実現については、単独の自治体だけで成果を上げることは困難であり、国・県・市町村が連携し、継続した取組みを進める必要がある。
- ・ コロナ禍における妊娠・出産を支える社会環境の整備については、安全・安心な分娩環境の確保に取り組んでいく必要がある。

オ 基本目標 4

- ・ 未病を改善する環境づくりについては、ウィズコロナやアフターコロナも踏まえ、健康に対して無関心や無行動な方々が未病改善に取り組んでいただけるよう、今後さらなる取組みを進めていく必要がある。
- ・ 活力と魅力あふれるまちづくりについては、コロナ禍で地域活動が停滞する中、地域でのつながりがますます重要となっていることから、地域活動を支援する取組みを進める必要がある。

3 今後の予定

令和2年10月下旬 神奈川県地方創生推進会議で議論
12月下旬 「2015-19年度評価報告書」公表

Ⅱ 令和２年度（令和元年度施策・事業対象）教育委員会の点検・評価について

1 趣旨

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定により、教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならないとされている。

そこで、令和元年度に実施した施策・事業を対象に点検・評価を行い、その結果に関する報告書を作成したので、令和２年９月７日に県議会に提出するとともに、公表した。

2 報告書の内容

(1) 対象

「かながわ教育ビジョン」の第５章「重点的な取組み」に沿って、「かながわグランドデザイン」第３期実施計画等に位置付けた施策・事業に係る主な取組み。

(2) 構成

ア はじめに

イ 教育長及び教育委員会委員のメッセージ

ウ 点検・評価の概要

エ 教育委員会について

オ 点検・評価結果

(ア) 令和元年度の主な取組みの実績・成果

(イ) 課題

(ウ) 今後の対応方向

(エ) 有識者の意見

カ 資料

(3) 点検・評価の柱立て

- <大柱> (かながわ教育ビジョン 第5章「重点的な取組み」等)
- I 生涯学習社会における人づくり
 - II 共生社会づくりにかかわる人づくり
 - III 学びを通じた地域の教育力の向上
 - IV 子育て・家庭教育への支援
 - V 学び高め合う学校教育
 - VI 意欲と指導力のある教職員の確保・育成と活力と魅力にあふれた学校づくり
 - VII 県立学校の教育環境の改善
 - VIII 文化芸術・スポーツの振興
 - IX 新型コロナウイルス感染症への県教育委員会の対応について

3 点検・評価の結果

当初の計画どおりに施策・事業を概ね実施できたが、有識者からいただいた様々な意見を踏まえて、より実効的な施策事業を進めることができるよう、取組み内容や方法等について検討の上、今後の対応方向を定めた。

4 新型コロナウイルス感染症対応について

新型コロナウイルス感染症に係る対応の重要性に鑑み、本報告書の取りまとめに際し、新たに「IX 新型コロナウイルス感染症への県教育委員会の対応について」を1項目設けて、対応状況について掲載した。

なお、本項目についての「点検・評価」は、今後の対応を含め、来年度に実施する予定。

Ⅲ 新型コロナウイルス感染症への県教育委員会の対応について

1 経緯

県内で国内初となる感染者が確認された令和2年1月16日以降、県教育委員会では文部科学省の通知等に基づき、新型コロナウイルス感染症への対応について、県立学校・市町村教育委員会及び県立社会教育施設への周知、徹底を図ってきた。

2 臨時休業から再開までの動き

(1) 県立学校及び市町村立学校の対応について

ア 2月28日の文部事務次官通知を受け、感染防止を図り、子どもたちの安全、安心を確保するために、県立学校については3月2日から春季休業の開始日までの間、臨時休業とし、全市町村教育委員会に対しても同様の対応を要請した。

イ 3月30日に、県立学校については、4月6日から2週間程度を臨時休業とした。また、4月2日に、全市町村教育委員会に対して、県立学校の取組を参考として、2週間程度の臨時休業等、感染拡大防止の取組への協力を要請した。

ウ 4月7日に、新型インフルエンザ等対策特別措置法(以下、「特措法」という。)に基づく、国の緊急事態宣言が発令されたことに伴い、知事からの協力要請を受け、県立学校については5月6日まで臨時休業を延長し、全市町村教育委員会に対しても同様の対応を要請した。

エ 5月4日に、国の緊急事態宣言が5月31日まで延長されたことに伴い、知事からの協力要請を受け、県立学校については5月31日まで臨時休業を延長し、全市町村教育委員会に対しても同様の対応を要請した。

オ 5月22日に、国の緊急事態宣言が解除され、県立学校の臨時休業を終了し、6月1日に再開する場合に備え、学校の教育活動の再開に向け、必要となる様々な配慮や工夫、留意すべき事項について、「教育活動の再開等に関するガイドライン」として取りまとめ、「県立学校における教育活動の再開に向けた準備等について」を県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会へガイドラインを参考に、所管する各学

校における教育活動の再開に向け、必要な検討、準備を進めるよう依頼した。

【学校の教育活動の再開に関する基本的な考え方】

- 臨時休業終了後の学校の教育活動については、社会全体が長期にわたり新型コロナウイルスとともに生きていかなければならないという認識の下、次世代を担う子どもたちの健康には、より慎重に対応する必要がある。
- 学校の教育活動の再開については、ガイダンスなどの準備期間、分散登校、時差通学・短縮授業など段階的に行っていく。
- 学校の教育活動の再開後は、引き続き基本的な感染症対策の実施の徹底を図るなど、新型コロナウイルス感染症の感染防止に万全の措置を講じる。
- 今後の国の動向や県内の感染状況等により、段階的再開の日程の変更はあり得る。

カ 5月25日の国の緊急事態宣言の解除を受け、知事からの協力要請が解除されることから、県教育委員会としての対応を以下の(ア)から(ウ)のとおりとし、同日に、「国における緊急事態宣言解除に伴う県立高等学校における教育活動等の再開について」等を県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会へ休業要請の解除と、今後の学校再開についての適切な対応を依頼した。

(ア) 県立学校は、6月1日から教育活動を再開する。

(イ) 学校としての必要な受け入れ態勢を整えるため、5月31日まで臨時休業を継続する。

(ウ) 臨時休業終了後の県立学校の再開にあたっては、ガイダンスなどの準備期間、分散登校、時差通学・短縮授業など、段階的に行っていく。

(2) 県立社会教育施設の対応について

ア 3月2日に、新型コロナウイルス感染拡大を防ぐ観点から、3月4日から3月15日まで臨時休館等とした。(図書館は、サービスの一部(窓口及び郵送(有料)による予約図書等の貸出及び返却、並びに電話、ファクシミリ、インターネットによる検索・調査相談)を継続、金沢文庫は、改修工事のため休館)

イ 3月11日に、引き続き感染拡大を防ぐ観点から、3月末まで臨時休館等を延長した。(図書館は、サービスの一部を継続)

ウ 3月24日に、引き続き感染拡大を防ぐ観点から、期限を定めず当分の間、臨時休館等を延長した。(図書館は、サービスの一部を継続)

エ 4月7日に、特措法に基づく緊急事態措置に係る神奈川県実施方針(以下、「県実施方針」という。)が出されたことから、4月8日に、8月31日まで臨時休館等とした。(図書館は、サービスの一部を継続)

オ 4月10日に、県実施方針が改定され、施設の使用停止及び催物の開催の停止要請が出されたことから、4月12日に、図書館において臨時休館中も実施してきたサービスのうち、窓口で行っている予約図書等の貸出及び返却を5月6日まで休止とした。

カ 5月5日に、県実施方針が改定されたことから、図書館の窓口で行う予約図書等の貸出及び返却の休止を5月31日まで延長した。

キ 5月25日の、国の緊急事態宣言解除を受け、新型コロナウイルス感染症に対する万全な拡大予防対策を講じた上で、以下の(ア)から(ウ)のとおり段階的に再開館することとした。

(ア) 県立図書館及び川崎図書館については、予約貸出及び返却のための窓口サービスを5月27日から先行実施し、6月9日から再開館する。

(イ) 歴史博物館、金沢文庫(一部)、近代美術館(一部)については、6月9日から再開館する。

(ウ) 生命の星・地球博物館については、施設内の燻蒸作業完了の後、7月1日から再開する。

ク 5月26日に、県立の図書館や博物館で実施する感染拡大予防対策の共通事項をまとめた「新型コロナウイルス感染拡大予防対策ガイドライン」を各施設に通知した。これを受け、各施設では、ガイドラインに基づき具体的な対策マニュアルを作成した。

3 県立学校及び市町村立学校における再開後の対応

(1) 6月24日に、県内の新規陽性患者数が減少傾向となっており、6月18日に新型コロナウイルス感染症対策の神奈川県対処方針が改定され、営業時間の短縮や県域を越えた移動の自粛の要請等が解除(ステップ2へ移行)されたこと等を受け、5月22日に示した「ガイドライン(高等学校・中等教育学校)」における県立高校等の段階的な再開の期間等を変更し、「通常登校」の実施時期の前倒しを、以下のア及びイのとおり予定することとし、同日に、県立高等学校及び県立中等教育学校に通知した。

ア 「分散登校Ⅱ」(6月22日～27日)及び「時差短縮Ⅰ」(6月29日～7月4日)までは、当初の予定の通りとする。

イ 「時差短縮Ⅱ」(7月6日～8月29日)の期間中である、7月上旬(6月19日から概ね3週間後)における県内感染状況が現状と同程度である場合は、「時差短縮Ⅱ」の期間を1週間に短縮し、7月13日から「通常登校」に移行する。

県立特別支援学校については、感染すると重症化するリスクが高い児童・生徒等が在籍していることなどから、教育活動の段階的再開については、より一層慎重に進めていくことが必要であるため、「ガイドライン(特別支援学校)」に記載した予定通りとする。

なお、県内の感染状況や国の動向等により、期間等については変更する可能性がある。

(2) 7月3日に、5月22日に示した「県立学校の教育活動の再開等に関するガイドライン(高等学校・中等教育学校)」及び6月24日付け「県立高校等の「通常登校」の実施時期の前倒しの予定について(通知)」を踏まえ、「県立高等学校及び県立中等教育学校における「通常登校」に向け

た部活動の再開ガイドライン」を、以下のアからエのとおり策定し、県立高等学校及び県立中等教育学校に通知した。

ア 現時点で予定どおり7月13日から「通常登校」に移行した場合は、感染症対策を講じながら公式大会やコンクール等への参加を含め通常通り部活動を実施する。

イ 各種目の中央競技団体等が作成したガイドライン等に示された練習内容や競技実施上の留意点等も踏まえ、各学校の実情に応じ、日頃の校内練習や大会参加に当たっての必要な感染防止対策を講じる。

ウ 生徒の怪我防止には十分留意するとともに、部活動の再開時期が高湿多湿の時期となることから、特に熱中症予防に係る対応について、顧問、生徒共に「神奈川県立学校熱中症予防ガイドライン」をもとに、万全な対策を講じる。

エ 部活動ごとに活動方針及び活動計画を作成することや生徒の健康状態を把握することなどの「事前の確認事項」、健康観察票をもとに、健康状態を確認した上で、参加させることなどの「活動前後の留意事項」、「3密」の回避や、必要に応じて適宜、手洗いやうがい、使用器具等の消毒を行うなど、感染防止対策に万全を期することなどの「活動時の留意事項」を踏まえ、各学校で部活動を実施する。

(3) 7月3日に、市町村立中学校等で長期間にわたり臨時休業等が実施されていたことを踏まえ、令和3年度の神奈川県公立高等学校入学者選抜等における学力検査については、中学校で学習していないことは出題しないという前提に立ち、その出題範囲を以下のアからオのとおりとし、市町村教育委員会等に通知した。

ア 公立高等学校入学者選抜における学力検査では、社会、数学、理科については、学習指導要領に示された全ての学習内容を中学校第3学年の1月末までに学ぶことは難しいと判断し、次の表の内容（当該各教科の教科書において最後に学習する内容）について、出題範囲から除く。

教科	出題範囲から除く内容(※)
社会	公民的分野で学習する内容のうち、「私たちと国際社会の諸課題」
数学	中学校第3学年で学習する内容のうち、「資料の活用(標本調査)」
理科	第1分野で学習する内容のうち、「科学技術と人間」 第2分野で学習する内容のうち、「自然と人間」

※内容の単元名は「中学校学習指導要領(平成20年3月告示)」の内容に基づく。

イ 国語、外国語(英語)については、3年間を通じて学習すべき内容を繰り返し学ぶという教科の特性があり、学習指導要領上の特定の学習内容を出題範囲から除くことは難しいと判断しているが、漢字及び英単語を学習する順序が各中学校で使用する教科書により異なるため、公平性を担保する観点から、漢字や英単語を問う問題(読み・書き・意味)において、中学校第3学年で新たに学習する漢字及び英単語は、出題範囲から除く。

ウ 学力検査の他、各校の特色に応じて実施する特色検査のうち、学力向上進学重点校等で実施している、記述型の自己表現検査についても、学力検査と同様の内容を出題範囲から除く。

エ 県立中等教育学校入学者決定検査における適正検査では、公立高等学校入学者選抜における学力検査と異なり、各教科で学習した内容を問うのではなく、これからの社会で必要とされる幅広い教養を育成していく上での基礎的な力を測ることから、出題範囲の限定は行わない。

オ 県立中等教育学校入学者決定検査におけるグループ活動(与えられた課題について、自分の意見をまとめた後、グループでの話し合いを行い、集団の中での人間関係構築力の基礎的な力と中等教育学校で学ぼうとする意欲や目的意識をみる検査)については、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を講じて適切に実施することが困難であると判断し、実施しない。

(4) 7月9日に、新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部会議(以下、「県対策本部会議」という。)における県内の感染状況に関する評価を踏まえ、県立高校等については生徒の安全、安心の確保と、生徒の学びの保障をさらに図ることを両立させるため、7月13日から予定していた「通常登校」への移行については、生徒の通学時の感染リスクを軽減するため、朝の「時差通学」と組み合わせて実施することとし、同日、以

下のアからケの内容について各県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校あての通知内容を伝えるとともに、感染拡大防止の取組みを引き続き徹底するよう通知した。

ア 朝の混雑時間帯を避けるため、始業時刻を概ね 30 分程度繰り下げる「時差通学」（授業開始時刻を通常の 8 時 50 分から概ね 9 時 20 分以降とする。）を実施する。

イ 「時差通学」による授業開始時刻は、学校や生徒の状況により各学校長が判断する。

ウ 公共交通機関等の状況から、上記により難しい場合は教育委員会と協議する。

エ 「時差通学」の継続については、原則として概ね 3 週間後の県内の感染状況等により判断する。ただし、その時点で「時差通学」を継続しない場合であっても、学校長の判断により個別に「時差通学」を継続することは可能とする。

オ 授業については、原則として各学校の通常の授業時間及び時間数で実施する。

カ 部活動については、感染症対策を講じながら、「部活動の再開ガイドライン」（7 月 3 日付けで通知）等に基づき実施する。

キ 学校行事については、感染症対策を講じた上で実施可能とし、今後、実施に当たっての対応等を記載した「ガイドライン」を作成し、各学校に示す予定。

ク 県立特別支援学校については、5 月 22 日付けで示した「ガイドライン（特別支援学校）」に記載した予定通りとする。

ケ 今後も、県内の感染状況等を踏まえ、「時差短縮」や「分散登校」に戻すことを含め、教育活動の段階や期間等について検討し、変更することがある。

- (5) 7月17日に、県立高校等の「通常登校」の実施に伴い、各学校行事の留意事項等について、「県立高等学校及び県立中等教育学校における学校行事に関するガイドライン」として取りまとめ、同日、県立高等学校及び県立中等教育学校に通知した。

【学校行事の実施に関する基本的な考え方等】

- 学校の教育活動に関する指導計画の見直しにあたっては、行事と授業のバランスを取りながら、各学校や生徒の実情を踏まえて学校行事の実施について判断する。
 - 実施にあたっては、感染防止に万全の措置を講ずる。
 - 今後の状況の変化に柔軟に対応できるようにする。
 - 卒業式、入学式については、時期を改めて、留意点等を学校に示す予定。
 - 特別支援学校については、8月31日からを予定している「通常登校」の実施に合わせ、学校行事ガイドラインを示す予定。
- (6) 7月29日に、県対策本部会議における県内の感染状況の報告を受け、8月1日以降の県立高等学校及び県立中等教育学校の教育活動については、概ね30分程度始業時間を繰り下げる「時差通学」を引き続き実施することとした。その後については、8月下旬に県内の感染状況等を踏まえ判断することとしている。
- (7) 8月26日に、県立学校の8月31日以降の教育活動について、県立高等学校及び県立中等教育学校については、「時差通学」の時間帯を拡大して継続し、また、県立特別支援学校については、より慎重な対応が必要な児童・生徒等が在籍していることを考慮し、「時差通学・短縮授業」を継続することとし、同日、以下のア及びイのとおり県立学校に通知した。
- なお、これらの措置は、当面（概ね年内）継続する。

ア 県立高等学校及び県立中等教育学校について

学校長が、地域の公共交通機関の状況を勘案の上、生徒の登校時にできるだけ朝の混雑時間帯を避けることができ、また、学校における

通常の教育活動が展開できる範囲で、概ね8時30分以降に授業開始時刻を設定すること。

イ 県立特別支援学校について

(ア) 登校時刻については、学校長が地域の交通事情の現状等を改めて確認し、必要に応じて設定し直すことも可能とする。

(イ) 下校時刻については、学校長が、学びの保障（学校行事等に係る授業時間の確保や、高等部における現場実習、進路指導等）や校内の感染症対策に取り組む時間の確保、地域の交通事情、さらには「放課後等デイサービス」への円滑な接続等、各学校の実情を勘案し、概ね午後2時から午後3時30分の間で設定すること。

(ウ) 併せて、これまで「通常登校」移行前は原則として実施しないとしていた学校行事や、活動を一部制限していた部活動については、別に示す各ガイドラインに則った実施を可能とする。

4 今後の対応

引き続き国の動向把握に努めるとともに、県内感染者の状況や県対策本部の方針を踏まえ対応していく。県立学校については、児童・生徒の安全、安心の確保と、学びの保障を両立させる取組みを継続して実施していく。

また、社会教育施設については、利用者の安全、安心を確保するため、万全な感染拡大予防対策を講じ運営していく。

県内学校における新型コロナウイルス感染症の感染者の発生状況及び臨時休業の状況
 県教育委員会把握分（令和2年9月25日現在）

1 県立学校（高等学校・中等教育学校・特別支援学校）

（1）児童、生徒

期 間	校 種	感染者数	校 数
3月から5月まで (学校休業期間中)	高等学校・中等教育学校	1	1
	特別支援学校	0	0
	小 計	1人	1校
6月から9月まで (学校再開後)	高等学校・中等教育学校	44	30
	特別支援学校	8	2
	小 計	52人	32校
合 計		53人	33校

（2）教職員

期 間	校 種	感染者数	校 数
3月から5月まで (学校休業期間中)	高等学校・中等教育学校	1	1
	特別支援学校	1	1
	小 計	2人	2校
6月から9月まで (学校再開後)	高等学校・中等教育学校	6	5
	特別支援学校	3	3
	小 計	9人	8校
合 計		11人	10校

（3）臨時休業（学校の全部）の状況

期 間	校 種	校 数
6月から9月まで (学校再開後)	高等学校・中等教育学校	3
	特別支援学校	2
合 計		5校

2 市町村立（小学校・中学校・高等学校・特別支援学校）

（1）児童、生徒

期 間	校 種	感染者数	校 数
3月から5月まで (学校休業期間中)	高等学校	0	0
	中学校	5	4
	小学校	12	11
	特別支援学校	1	1
	小 計	18人	16校
6月から9月まで (学校再開後)	高等学校	2	2
	中学校	32	31
	小学校	105	59
	特別支援学校	0	0
	小 計	139人	92校
	合 計	157人	108校

（2）教職員

期 間	校 種	感染者数	校 数
3月から5月まで (学校休業期間中)	高等学校	0	0
	中学校	1	1
	小学校	2	2
	特別支援学校	0	0
	小 計	3人	3校
6月から9月まで (学校再開後)	高等学校	1	1
	中学校	4	4
	小学校	17	13
	特別支援学校	4	3
	小 計	26人	21校
	合 計	29人	24校

（3）臨時休業（学校の全部）の状況

期 間	校 種	校 数
6月から9月まで (学校再開後)	高等学校	1
	中学校	10
	小学校	22
	特別支援学校	3
	合 計	36校

県立高等学校・県立中等教育学校の授業開始時刻及び夏季休業の状況
 <県立高等学校 137 校（全日制 135 校・昼間定時制 2 校）、県立中等教育学校 2 校>

(通信制である、横浜修悠館高校を除く。)

1 授業開始時刻（令和 2 年 8 月 31 日現在）

授業開始時刻	学校数
8:30	1
8:40	2
8:45	2
8:50	16
8:55	2
9:00	20
9:05	7
9:10	28
9:15	7
9:20	39
9:25	6
9:30	7
9:35	1
9:40	1
計	139

※通常の授業開始時刻は、8:50 である。

(一部の県立高等学校を除く。)

2 夏季休業

①開始日

月日	学校数
7月27日	1
7月28日	0
7月29日	3
7月30日	4
7月31日	0
8月1日	8
8月2日	2
8月3日	43
8月4日	10
8月5日	11
8月6日	10
8月7日	47
計	139

②終了日

月日	学校数
8月16日	14
8月17日	0
8月18日	5
8月19日	10
8月20日	17
8月21日	62
8月22日	2
8月23日	11
8月24日	6
8月25日	4
8月26日	2
8月27日	4
8月28日	2
計	139

③日数

日数	学校数
10日間	2
11日間	0
12日間	0
13日間	1
14日間	10
15日間	23
16日間	16
17日間	25
18日間	15
19日間	24
20日間	7
21日間	3
22日間	5
23日間	3
24日間	2
25日間	2
26日間	1
計	139

参考 3

県立特別支援学校高等部の登校時刻及び夏季休業の状況

<県立特別支援学校 29 校>

1 登校時刻（令和 2 年 8 月 31 日現在）

登校時刻	学校数
8:45	1
8:50	3
8:55	1
9:00	7
9:30	11
9:40	1
9:45	1
9:50	1
10:00	2
10:15	1
計	29

※ 表は、平塚盲学校、平塚ろう学校、横浜南養護学校以外は、公共交通機関を利用することの多い高等部知的障害教育部門の登校時刻である。これらの部門の「通常登校」時の登校時刻は、概ね 8:30～9:00 である。

※ スクールバスの運行については、学校長が地域の交通事情の現状等を改めて確認した上で運行している。

2 夏季休業

月日	学校数
8 月 1 日～8 月 23 日	27
8 月 1 日～8 月 16 日	1
8 月 8 日～8 月 25 日	1
計	29

IV 神奈川県立総合教育センターの再編整備について

1 経緯

総合教育センターは、現在、スポーツセンター（旧体育センター）に隣接する「善行庁舎（藤沢市善行）」で、研修、調査研究機能を担い、「亀井野庁舎（同市亀井野）」では教育相談の機能を担っているが、スポーツセンター（旧体育センター）との一体的整備により、新しい総合教育センター棟（同市善行）を令和3年4月の供用開始に向けて整備しており、それに併せて令和2年度末に亀井野庁舎を廃止する。

新たな総合教育センターが、研修から調査研究、教育相談までの一貫した機能を担い、かながわの教育人材育成と学校支援の総合的な拠点となるよう、3つの機能（研修、調査研究、教育相談）の充実に向けて、機能集約や事業移管の調整を進めている。

2 施設整備の概要

新しい総合教育センター棟は、地上7階建てで、旧宿泊棟の跡地に整備され、約600名収容の大規模な講堂、様々な研修に対応できる研修室等のほか、今日的な教育課題に対応した調査研究を踏まえた情報提供を行う教育図書室、学校支援室を備える。

また、来所する相談者に配慮した専用の出入口やエレベーター等も設置する。

（施設の概要）

鉄骨造7階建て（エレベーター2か所）

建築面積：2,978.16㎡

延床面積：14,747.42㎡

階数	主な諸室	備考
7階	相談室、多目的ルーム、事務室	
6階	実験室（物理・化学・生物・地学）、ラウンジ	
5階	教育図書室、学校支援室、教育史資料室	
4階	所長室、応接室、事務室、会議室、印刷室	
3階	研修室、情報研修室	
2階	研修室	
1階	講堂、研修室、作業検査室、事務室	講堂629席（固定席606席、車いす席11席、介助者席12席）

3 総合教育センター機能の集約及び充実

(1) 老朽化した施設を整備し、善行庁舎と亀井野庁舎を集約することにより、研修、調査研究、教育相談機能の一体化を図る。

また、旧体育センターで実施していた保健体育の研修や、令和2年度末に予定されている国際言語文化アカデミア廃止に伴い、アカデミアで実施している「外国語にかかる教員研修」のノウハウを活用し、教職経験に応じた研修や英語教育の中核となる人材を育成するための研修なども実施する。

さらに、教育局各課で実施している研修等の一部を総合教育センターに移管することなどにより、機能を集約する。

(2) 全校種、全教科の指導主事を配置し、研修、調査研究、教育相談の様々な知見と機能を総合教育センターに集約することにより、次のとおり、各機能の充実を図る。

ア 研修

校種・教科を超えた視点や人材活用等により、指導力の高い教職員を育成

イ 調査研究

学校現場との連携等による今日的な教育課題への対応力を強化

ウ 教育相談

専門的な人材を駆使して、多様なニーズにワンストップで応える教育相談体制を実現

4 今後の予定

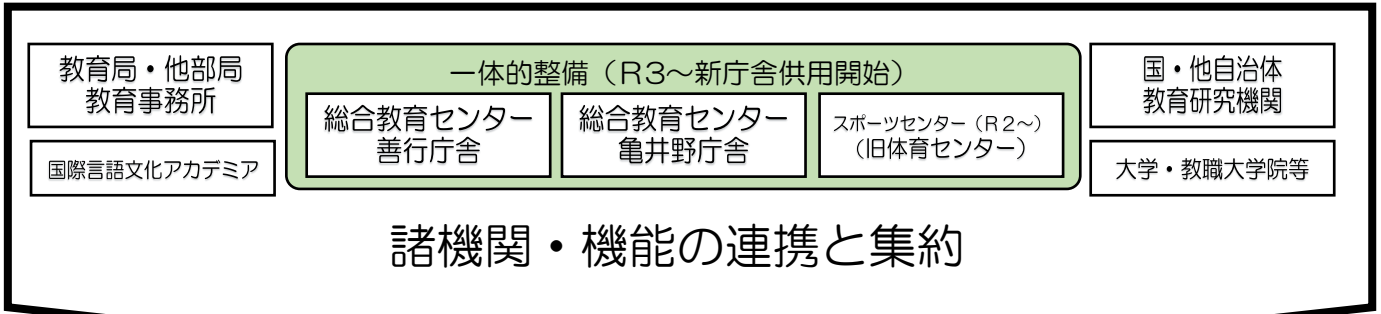
令和3年2月 神奈川県立総合教育センター組織規則の改正

4月 新総合教育センター棟の供用開始

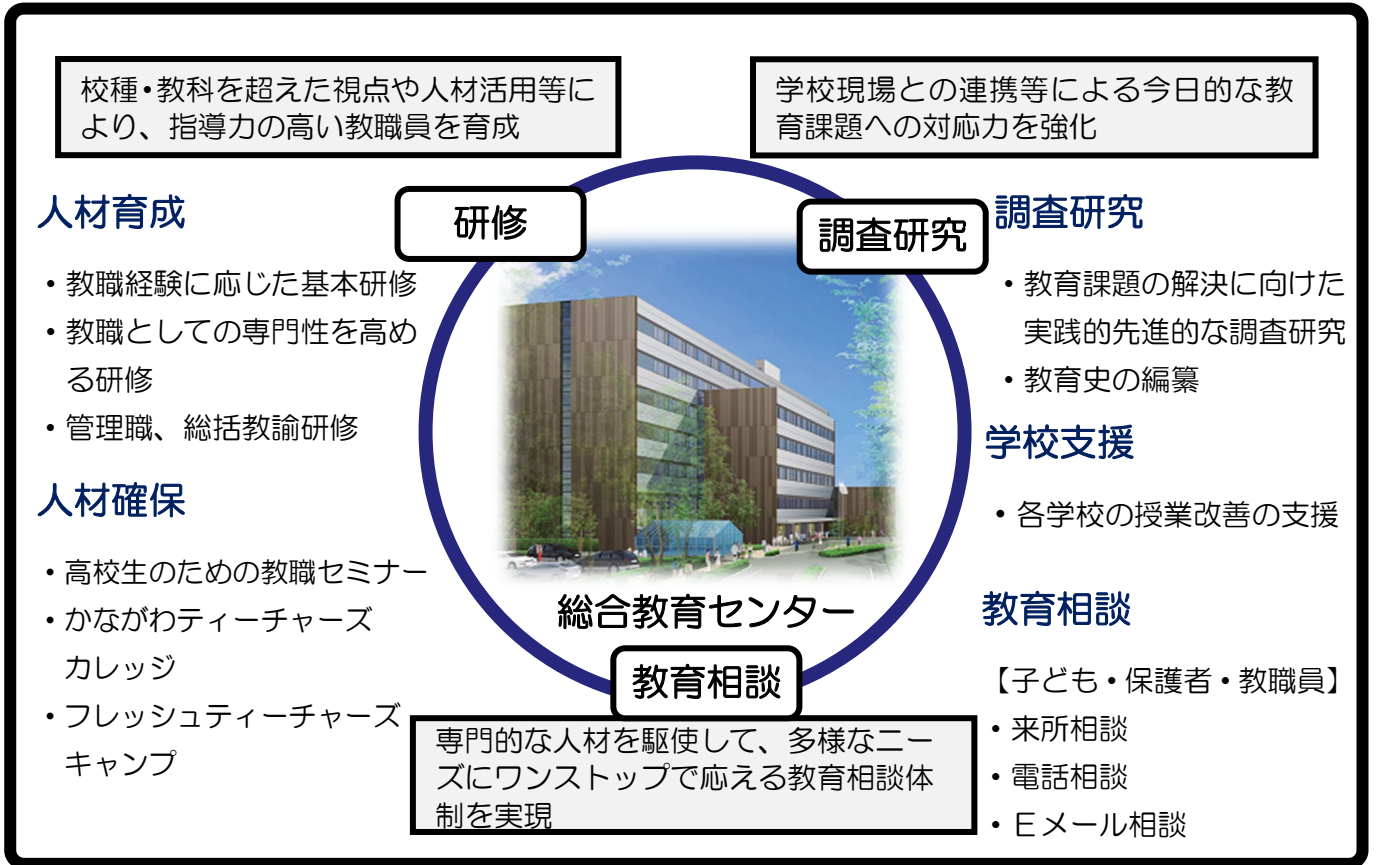


完成イメージ

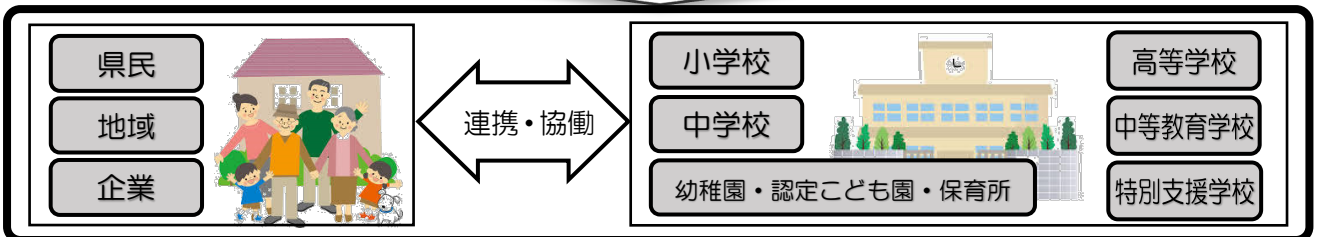
総合教育センターの再編整備について



かながわの「教育人材育成」と「学校支援」の総合的な拠点
 ---「全校種・全教科」の教育力をいかした研修・調査研究・教育相談の実現---



継続的で総合的な学校支援
 心ふれあう しなやかな 人づくり (かながわ教育ビジョン)



一般財団法人神奈川県教育福祉振興会 令和2年度事業概要報告書

1 設立及びその目的

- (1) 設立の根拠 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律
- (2) 設立年月日 昭和59年3月28日
- (3) 設立の目的 神奈川県内の市町村立小学校、中学校、特別支援学校等の教職員その他の教育関係者（以下「市町村立の小中学校等の教職員等」という。）の福祉の増進を図るほか、県民の教育文化、スポーツ活動等を支援し、もって神奈川県における教育文化の振興に寄与することを目的とする。上記の目的を達成するために次の事業を行う。（1）市町村立の小中学校等の教職員等の相互扶助及び福利厚生を増進（2）県民の教育、文化、スポーツ活動等の振興（3）その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 所在地

横浜市中区日本大通33

3 出資金

- (1) 設立当時 5,000万円
出資者 神奈川県
- (2) 令和2年3月末日現在 2億円
出資者 { 神奈川県 5,000万円
民間 1億5,000万円

4 令和2年度事業計画及び予算等に関する書類

別添資料のとおり

5 令和元年度事業報告及び財務諸表

別添資料のとおり

6 役員（令和2年9月1日現在）

理事長 鈴木教之
理事 大乗好信 田部恵美子 木村徳泰
監事 大津晃 上田秀一

VI 令和4年度学科改編対象校（横須賀工業高校・海洋科学高校）の設置基本計画案について

1 概要

(1) 趣旨等

県立高校改革を進めるため、平成28年1月に中長期（概ね15年間）を展望し、教育内容、学校経営、高校の再編・統合等にかかる12年間の実施計画（全体）及び、取り組みや対象校名を明示した実施計画（Ⅰ期）を策定し、平成30年10月に実施計画（Ⅱ期）を策定した。

実施計画（Ⅱ期）に基づき、令和4年度横須賀工業高等学校に建設科を設置し、海洋科学高等学校の、単位制による全日制の課程海洋科学科を、全日制の課程船舶運航科、水産食品科、無線技術科、生物環境科に改編する。これに向け、設置基本計画案を作成した。

（これまでの経緯）

平成28年1月	県立高校改革実施計画(全体)(Ⅰ期)を教育委員会にて付議・決定
平成30年10月	県立高校改革実施計画(Ⅱ期)を教育委員会にて付議・決定
令和2年4月	県立高校改革実施計画(Ⅱ期)がスタート
9月	当該校の設置基本計画案を作成

(2) 設置基本計画案の作成について

ア 設置基本計画案の位置付け

- ・ 設置基本計画案は、学科改編の目的、考え方、教育内容等の概要を記載したものであり、設置計画を策定するにあたっての基本的な方針を示すものとして、学科改編の概ね1年半前に作成する。
- ・ 設置基本計画案の作成後、さらに検討を重ね、教育内容等を具体的に示した設置計画を、学科改編の概ね1年前に策定する。
- ・ 設置計画策定後、それに基づき学科改編の準備を進めていく。

イ 改編内容

- ・ 横須賀工業高等学校
建設科の新たな設置
- ・ 海洋科学高等学校

単位制による全日制の課程海洋科学科を、全日制の課程船舶運航科、水産食品科、無線技術科、生物環境科に改編

ウ 主な内容

- ・ 学科改編の実施年度
- ・ 設置形態（課程・学科等）
- ・ 設置の目的（学科改編の目的）
- ・ 基本的コンセプト（基本的な教育の内容や方法）
- ・ 教育課程等（特徴的な教育内容）

2 今後の予定

- 令和3年2月 設置計画案を文教常任委員会に報告の後、教育委員会に付議
- 11月 令和4年度学科改編に伴う規程の改正
- 令和4年4月 令和4年度学科改編による新しい学校として教育活動を開始

※参考

○横須賀工業高等学校

- 昭和16年2月 機械科・電気科・応用化学科を併置する学校として開設
- 昭和17年12月 応用化学科を廃し、造船科設置
- 昭和33年4月 化学工学科設置
- 昭和63年4月 造船科を募集停止し、電子機械科を新設、化学工学科を化学科に改称
- 平成2年4月 機械科及び電子機械科を統合し、機械科とする
工業に関する専門教科・科目を中心に専門性の向上を図る教育に重点を置き、主体的に学び考え、挑戦し、他者と協働して課題解決できる人材の育成を目標としている。

○海洋科学高等学校

- 平成20年4月 県内唯一の海洋科学科の単位制高等学校として開設
海洋科学科に海洋科学を幅広く学ぶ「一般コース」と船舶職員を養成する「船舶運航コース」を設置し、これらを3年間学んだ後、さらに専門性を深めることができる専攻科（漁業生産科・水産工学科・情報通信科）を設置。
海をフィールドとした、様々な体験学習を通して、自律性や協調性、健やかな体の育成に取組み、神奈川の水産・海洋関連産業で活躍する人材の育成を目標としている。

○県立高校改革実施計画(Ⅱ期)のその他の再編・統合対象校

瀬谷高等学校・瀬谷西高等学校

全日制の課程 ⇒令和5年度設置

逗葉高等学校・逗子高等学校

全日制の課程 ⇒令和5年度設置

厚木東高等学校・厚木商業高等学校

全日制の課程 ⇒令和6年度設置

城山高等学校・相模原総合高等学校

全日制の課程 ⇒令和5年度設置